

平成29年度 鳥取県障害者施策推進協議会（第2回）

日 時 平成29年12月21日（木）

午後1時30分から午後3時40分

場 所 ホテルセントパレス倉吉 4階 シャンパーニュ

1 あいさつ

○障がい福祉課森安係長

おはようございます。本日は、お忙しいところご出席いただきましてありがとうございます。まだ何名かお見えになっておられません、定刻になりましたので、これより平成29年度第2回鳥取県障がい者施策推進協議会を開催いたします。開会に当たりまして、障がい福祉課長小澤よりごあいさつを申し上げます。

○障がい福祉課小澤課長

改めまして、皆さん、おはようございます。鳥取県障がい福祉課長の小澤でございます。委員の皆様方におかれましては、お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。また、日頃より障がい福祉の取組にご尽力いただいていることに改めて感謝申し上げます。本日の協議会では、今見直しを図っております障がい者プランについての改定について、ご意見を頂戴できればと思っておりますし、また、平成30年度に向けた当初予算、それから、ご意見いただいたご意見に関する対応につきましても、記入させていただいています。本日もまた貴重なご意見いただければと思っておりますので、よろしくお願いたします。簡単ではございますが、以上でございます。

○障がい福祉課森安係長

申し遅れましたが、私は本日の司会を務めます障がい福祉課の森安と申します。議事に入ります前に、確認事項を申し上げます。まず、この協議会の公開についてでございます。県では情報公開条例に基きまして、審議会を原則として公開して、希望者に会議の傍聴を認めることとしております。公開または非公開は、それぞれの会議において決定されておりますけれども、この協議会は非公開とする特段の事情はございませんので、公開することについてご了解をいただきますようお願いいたします。今日は傍聴の方はおられます。

それから、配布資料について確認させていただきます。事前に次第、それから資料2と資料3をお送りしております。出席者名簿と資料1については、本日各委員の机に配布させていただいております。それから「より良い暮らしのために」という冊子も今日お渡ししております。資料をお持ちのない方や資料に不足のある方がおられましたら、事務局までお知らせいただけますか。大丈夫でしょうか。また進める中で不足等ありましたらお知らせください。

次に発言される際のお願いを申し上げます。手話通訳など、情報保障が必要な委員さんがおられますので、発言される際には氏名を述べ、簡潔にゆっくりお話しいただけますようお願いいたします。なお、発言の途中でも、内容に不明な点がある場合や発言スピ

一ドが早いといったような場合があれば、挙手等で遠慮なくお知らせいただきますようお願いいたします。以上で確認事項の説明を終わらせていただきます。

続きまして、この度、委員改選後の初めての会合でございますので、委員の皆様の紹介をさせていただきます。本来ですと、各委員にごあいさつをいただきたいと思っているんですけども、時間の都合上、事務局でお名前をご紹介させていただきます。

では真ん中からになります。学識経験者ということで委員にお願いしました、鳥大医学部附属病院脳神経小児科長の前垣義弘様。

「よろしく申し上げます。」

続きまして、「ぱあとなあ鳥取」の会員の安達美奈子様。

「よろしく申し上げます。」

鳥取県民生児童委員協議会理事の谷村操様。

「よろしく申し上げます。」

鳥取県身体障害者福祉協会会長の山根裕様。

「よろしく申し上げます。」

鳥取県手をつなぐ育成会理事の田中啓子様。

「よろしく申し上げます。」

まだお見えになっていませんが、鳥取県自閉症協会理事の南前素子様。

鳥取県腎友会会長の大本裕之様。

「よろしく申し上げます。」

鳥取県断酒会理事長の杉原雄嗣様。

「よろしく申し上げます。」

智頭町教育長の長石彰祐様。

「よろしく申し上げます。」

鳥取労働局職業対策課長の前田誠司様。

「どうぞよろしく申し上げます。」

まだお見えになっていませんが、米子市福祉保健部次長兼障がい者支援課長の三上洋様。

もみの木福祉会管理部長の足立淳様。

「よろしく申し上げます。」

敬仁会ゆりはま大平園・就労B型ハッピーバーディー施設長の小谷秀彰様。

「よろしく願いいたします。」

みんなの家理事の檜山智秋様。

「よろしく申し上げます。」

鳥取県視覚障害者福祉協会理事の森下義明様。

「よろしく申し上げます。」

鳥取盲ろう者友の会会長の村岡信壽様。

「むらおか のぶとします。よろしく申し上げます。」

鳥取県聴覚障害者協会理事の諸家紀子様。

「よろしく願いいたします。」

2 議事

○障がい福祉課森安係長

それでは、議事に入りたいと思います。条例第6条により、議長は会長が務めることになっていますが、改選後初めての会議であるため、会長が選ばれておりません。会長の選出までは事務局の障がい福祉課長の小澤が議長代行をさせていただきます。

○障がい福祉課小澤課長（議長代行）

改めまして、障がい福祉課長の小澤でございます。会長選出に当たりまして、議長代行を務めさせていただきます。条例第5条第1項によりまして、会長を1名置き、委員の互選により定めると規定されております。委員の中から会長の立候補があれば挙手を、もしくはどなたかのご推薦をお願いできますでしょうか。とくに、立候補や推薦がないようでしたら、僭越ですが、事務局のほうから推薦をさせていただきたいと思います。先の任期に続きまして、前垣先生のほうにお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。（拍手。）それでは引き続き前垣先生のほうにご賛同いただきましたので、会長をお願いさせていただきますと思います。以後の進行につきましては、条例の第6条の規定に基づきまして会長をお願いさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○前垣議長

鳥取大学の前垣でございます。どうぞよろしく願いいたします。本会議は、私も数年出ておりますけれども、鳥取県の施策に関して、直接意見をいう患者さんの団体が多いので、患者さん目線から行政のほうに意見を直接持ち上げるというような非常に大事な

会だと認識しておりますので、本日、2時間という短い時間ですが、簡潔になおかつ非常に重要な意見は幅広く持ち寄って、県全体の福祉が推進するようになるというところだと思います。

それでは、議事に入らせていただきます。条例第5条第1項によって、会長と同様、副会長も委員の互選によって定めると規定されております。委員の中から副会長の立候補、もしくは推薦があればお願いしたいと思います。無いようです。事務局のほうから推薦ございますか。

○障がい福祉課森安係長

障がい福祉課の森安でございます。事務局から、また僭越ですけれども推薦させていただきたいと思っております。安達美奈子様をお願いしたいと思っております。障がい者の権利擁護を日頃から取り組んでおられて、また障がい福祉サービス事業所の職員であられる安達様に、様々な立場から経験がある方だと思っておりますので、お願いできればと思っております。

○前垣議長

では今、安達委員を推薦されましたけれども皆さん、よろしいでしょうか。（拍手。）では賛成多数ということで、安達委員に副会長をお願いいたします。

(1) 障がい者プラン改定について

○前垣議長

それでは、議題1、障がい者プラン改定についてに移ります。事務局から説明をお願いいたします。

○障がい福祉課森安係長

事務局、障がい福祉課の森安でございます。資料1をご覧ください。前回の第1回で配布した資料です。第1回の平成29年度この協議会で報告したとおり、現在「鳥取県障がい者プラン」の改定作業を行っているところです。今回は「障がい者プラン」のうち、障害者基本法に基づく障害者計画に関する部分について、別添のとおり資料を配布しております。分厚い資料になっておりますけれども、それについて概要を説明させていただきまして、委員の皆様のご意見をいただきたいと思っております。この協議会だけではなく、また公文書等で意見照会させていただこうと思っておりますが、そういった状態でございます。

概要をちょっと見ていただければと思うんですけれども、障がい者プランというものは、平成27年、資料では2頁目からでございますけれども、平成27年3月に今のプランというものを作成しています。このプランというのは、障害者基本法に基づく障害者計画と、障害者総合支援法に基づく障害福祉計画というものが一本になっていたものでございます。今はプランの期間の最中でございますけれども、障害福祉計画を見直すこととしておりま

すので、それに合わせて改定作業を行うというふうにしています。併せて児童福祉法の改正がございまして、障害児福祉計画というものも定める必要がありますので、それも合わせてこのプランの中三本立てでやっていくということに考えております。

見ていただくと分かりやすいかと思えますけれども、全体的な方向性の案として自立支援協議会等でも話をさせていただいたところですが、点字資料3頁目、2というところがございます。全体的な方向性案としておりますけれども、地域社会で障がいのある方が暮らすために障壁となっている様々な事由がございます。これに関して障がい者プランの中でも記載はしているんですけども、他の機関ですとか、圏域や市町村との協議や共同ということを重視するというようにしたいと思っております。

それから先程申しあげたとおり、障害児福祉計画を定めるということもございますので、障がい児に関する施策の充実を目指したいというふうに思っております。

それから、相談支援事業を核にした障害福祉サービスの充実や人材育成に関する施策を進めることにより、地域生活を豊かにするというようなことを考えております。また、医療的ケアが必要な方が障がい児者ともに今増えております。そういった方々に対する支援の協議会を児童福祉法でも設置することが定めることとされていますので、それについても記載させていただくというふうにしています。

それから、拡大文字と点字資料はちょっとページをまたがるようになるんですけども、拡大文字は3頁目、点字資料は4頁目、これまで進めてきた障がい者虐待などの様々な施策について検証を行うとともに、それぞれの施策のモニタリングをするようなこと。それから新たな施策を検討する場を明記したりしたいと思っております。中でも、27年3月にプランを策定してから一定程度進捗のあった事項について、ニーズに基づいた新たな目標設定をしたいと思っております。たとえば、盲ろう者の実態把握ということを、平成27年に行いましたけれども、その後ちょっと施策としては、盲ろう者支援センターを県で委託をさせていただいておまして、そこを核にした施策の充実について考えたいと思っております。

自立支援協議会で協議のあったことなんですけども、障害福祉計画などについて活動趣旨とか成果、目標について定めるようになっております。たとえば、障がい者支援施設からの地域生活への移行者数について、これは国から指針が定められていて、たとえば今入所されている方の何パーセントと、あとは今までの計画で達成できなかった目標についてはお載せするとなっていました。それについては地域の実情に合わせた現実的な目標設定をする必要があるのではないか。それとこれまで目標が達成できていなかったものについては、これまでの施策の総括を記載して、今後取り組むべき施策について具体的に検討なり記載なりをさせていただくというふうに考えております。

3番になりますけれども、今後のスケジュールとしては、来年1月から、プラン全体案を施策推進協議会や自立支援協議会の委員さんに文書等によって意見書を返していただいて、併せて県民広くにパブリックコメントや電子アンケートを実施します。実は、市町村との関係もあって、市町村の障害福祉計画や障害児福祉計画との整合ということを考える必要がありますので、たとえば県のほうで今一定程度案をお示ししている部分についても、修正があるのであれば、それをお示しするし、市町村の計画について県から意見を付与す

るというような手続きが必要になりますので、だいたい1月以降それを始めていく。2月から3月でパブリックコメントを受けた最終案について、第3回目の自立支援協議会や施策推進協議会を開催させていただいて、最終確認をさせていただく。そして、来年度の4月から改定したプランを施行するというふうに考えております。ちょっとした説明としては以上でございます。

(2) 平成30年度当初予算について

○前垣議長

ありがとうございます。質疑につきましては、後程まとめてやらせていただきたいと思います。議題2、平成30年度当初予算についてに移ります。事務局から説明をお願いいたします。

○障がい福祉課森安係長

障がい福祉課、森安でございます。それぞれの担当課は別れておりますので、それぞれの課長から、すべての資料のすべての一字一句ではなくて、かいつまんで説明させていただければと思っています。

○障がい福祉課小澤課長

それでは失礼いたします。資料の2をご覧くださいと思います。1頁目、点字資料で申しあげますと3頁目でございます。まず大きなところだけを申しあげますと、障がい福祉課の事業の二つ目で、重度障がい児者支援事業について記載させていただいております。これは基本的に障がい福祉課に載せている事業に関しましては、昨年度と概ね要求をしていくということで進めているというところでございます。そのほかの事業もそれ以降で記載をさせていただいているところでございますけれども、もう少し重点的な事業の要求は来年1月以降にまた改めて要求をしていくようなかたちになっておりますけれども、そちらのほうで新しい要求をさせていただいておりますが、基本的にこちらの方に資料として載せさせていただいているものは、昨年度と同様のベースで要求をさせていただくということを考えているところでございます。そちらのほうは資料として10頁まで、点字資料ですと38頁。それから、拡大文字資料ですと、25頁ぐらいまでのところが、障がい福祉課の事業となっております。非常に簡単ではございますが、以上でございます。

○子ども発達支援課高田課長

失礼します。子ども発達支援課の高田と言います。よろしく申し上げます。私どもの事業は、資料2の11頁から記載をしてあります。点字ですと38頁の途中からというかたちになりますし、拡大文字資料ですと26頁からになります。主な事業を今年度と変更・拡充があったもののみについて簡単に説明させていただきます。

まず1番の「障がい者在宅支援事業」ということで、こちらの方は継続の事業となっております。元々法律にのっとらないで、事業について利用者の方ですとか、保護者の方

から要望があったものを県と市町村で事業化を行っているものなんですけども、この中でエのところなんですけども、「重症心身障がい児者受け入れ事業所看護師等配置助成事業」ということで、看護師等を新たに配置している事業所に対してその事業費を補助しているものなんですけども、元々対象を医療行為が必要な重症心身障がい児者ということにしておきましたけれども、今回拡充ということで、とくに重症心身児者に限らず、医療行為が必要な障がい児者の方を受け入れの際に看護師を配置した場合には対象にするということと、これまで看護師配置のみを対象にしておりましたが、ケースにおいては訪問看護を利用されたときのほうが、利用しやすいという場合がありますので、訪問看護を利用する際の補助の対象にするということで、今考えております。

あと11頁のケのところです。点字資料ですと42頁になります。「補聴器の購入助成事業」でございます。これもずっと継続でやっているんですけども、来年度につきましては、市町村等の要望等もございまして、FMの補聴システムについても補助の対象に追加するように今いろいろ考えているところであります。

最後に12頁の上端のところにありますコということで、「入浴サービス提供事業所加算事業」ということで、こちらのほうは新規なんですけども、放課後等デイサービス事業所等で、とくに重症心身の子どもさんとかを対象に、入浴サービスを行っている事業所がございまして、なかなか経費というか収支にも配慮できないということで、この補助について一部ですけども補助の対象ということで考えています。

続きまして13頁をお願いいたします。点字の資料ですと46頁の途中になります。拡大文字の資料ですと29頁になります。3番の「発達障がい情報発信強化事業」でございますけれども、今年度から行っているものなんですけども、来年度も引き続き、予定では30年4月2日の「世界自閉症啓発デー」と、その後行われます発達障がい啓発週間に合わせて、ブルーライトアップですとか、啓発イベントを予定しております。内容については、今いろいろな提案を受けて、実際にどういうことをするか検討することになります。

続きまして4番の「重度障がい児者医療型ショートステイ整備事業」でございます。こちらのほうも26年からやっておりますけれども、来年も引き続き継続して実施をしたいというふうに思っております。医療機関につきましては、来年の1月から、中部と西部で、1医療機関ずつ増える予定になっております。

最後になりますけれども、はぐっていただきまして、15頁の8の事業名「医療的ケア時等のコーディネーター養成事業」になります。点字の資料では53頁の途中になります。拡大の資料ですと36頁になります。こちらのコーディネーター養成事業につきましては、新規事業ということで今考えております。こういう医療を必要とする障がい児者が増えてきているということで、地域で安心して暮らせる家庭等の総合的な支援が行える人材として、コーディネーターを養成するための研修費ということで考えております。具体的にコーディネーターとなっただけの方というのは、総括支援専門員の方等のほか、市町村の保健師さんとか、その辺を今想定しているところでございます。実際にどういう内容かというのは、元々国のほうで養成に関わるプログラムというのは既に考えられておりますので、それに基づいた研修等を行っていきたいというふうに思っておりますけれども、具体的にはまたこれからいろいろ検討してという段階でございます。以上です。

○特別支援教育課足立課長

続きまして、教育委員会特別支援教育課の事業について説明をいたします。点字資料ですと82頁の半ばから、拡大文字の資料ですと丁度60頁から、普通の資料ですと28頁からになります。幾つか事業を書き上げておりますが、まず一つ目、「発達障がい児、児童生徒等の支援事業」というもので、発達障がい児が増えている中で、適切な指導・支援を行うための関連する事業を書いております。一つ一つは詳しく説明はしませんが、アからオまで、教科の指導法を研究する事業ですとか、通級の指導ですね。通級学級が増えてきております。そのために担当する教員を養成したり、担当教員の研修を行うというような事業を新規で盛り込んでおります。こういう発達障がい児等への支援の事業が一つ目。

二つ目です。点字の資料ですと84頁の終わりごろから、拡大文字の資料ですと61頁の終りぐらいから、二つ目の「地域で進める特別支援教育充実事業」というものを載せております。これは主に市町村での取組を支援するものでありますとか、特別支援学校のセンター的機能の充実のための事業であります。センター的機能といいますのは、特別支援学校の資源・知識とか技術を小・中・高等学校へ広めていく支援をするというような役割を、特別支援学校が担っておりまして、その充実のための事業でございます。具体的に申しますと、特別支援学校に外部の専門家、PTだとか、OT、ST、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等を特別支援学校に配置をして、特別支援学校の専門性の向上を図ったり、また、その特別支援学校から地域の小・中学校等への助言機能を向上させるための事業でございます。

続きまして三つ目の事業、点字の資料ですと86頁の終わりぐらいから、拡大文字の資料ですと62頁の終わりぐらいから、三番目の特別支援学校の就労促進・職場定着の事業でございます。特別支援学校の生徒が企業等への就労促進を図るための関連する事業であります。内容といたしましては、就労定着支援員という職員を特別支援学校に配置をして、職場開拓を行ったり、または就職した生徒が企業への定着を図るような支援を行うという内容の事業、それから、生徒たちの働きたいという意欲を高めたり、企業の方に特別支援学校の生徒の実態だとか取組を知ってもらうための就労促進セミナーを開催するような事業、また、特別支援学校の生徒が、技能を向上させる技能検定の事業というものを内容としては行っております。また、特別支援学校の職員のジョブコーチの技能を向上させるために、ジョブコーチセミナーに派遣するというような内容も盛り込んでおるものでございます。

続きまして四つ目、点字の資料ですと88頁の終わりぐらいから、拡大の文字の資料ですと64頁から四番目で、特別支援学校の児童生徒の通学支援事業というものも行っております。これは児童生徒が特別支援学校に通うため、通学に対する支援・援助を行うための事業であります。中身としましては、通学支援員を配置したり、または市町村が通学支援を行っているものに対して交付金を行ったり、また、自立して通学できるための、そういう支援員を配置したりというような内容が含まれているものでございます。

続きまして次の五番目、点字の資料でございますと丁度91頁目からになります。拡大文字の資料ですと65頁の途中から、特別支援学校におけるICT教育充実事業であります。

ICTを活用した教育というのは、非常に発達障がいの子どもたちを含めて効果があるというふうに考えておりました、そういう技術を活用できる力を教育で育てるとか、または知的障がいのある子どもたちに情報モラル、最近SNSとか、そういう情報機器というのは子どもたちは既に持っておりました、トラブルに巻き込まれる場合もありますし、加害者になり得る場合もあります。そういうことを防ぐために情報モラルの教育を推進していくような事業でありますとか、または特別支援学校にICT支援員という非常勤職員を配置して、機器の活用を図っていくというような内容を盛り込んでおります。

続きまして6番目、手話で学ぶ教育環境事業でございます。手話の教育環境を向上させていくということで、これも引き続き取り組んでいく内容でございます。ろう学校の職員の手話の技能を向上させる内容ですとか、手話講座の開催への参加費の助成等の内容が含まれております。

続きまして31頁のほうを、点字の資料ですと95頁の終わりぐらいから、拡大文字の資料ですと68頁の終わりぐらいからの事業で、「共生社会を目指す文化・芸術活動支援事業」という内容が設けております。これは主に特別支援学校での文化・芸術活動を推進していく様々な事業を実施していくものでございます。

続きまして八番目ですけれども、これは「スポーツでつながる共生社会充実事業」と言っておりますが、これも特別支援学校でのスポーツ活動の充実等に関わる事業でございます。地域スポーツでつなぐ内容ですとか、または地域の方と障がいのある無しに関わらず、一緒に活動する事業だとか、というような内容が含まれております。

続きまして九番目の事業、点字の資料ですと98頁の途中から、拡大文字の資料ですと70頁の途中から、「特別支援教育における専門性の向上事業」というものも取り組んでおります。特別支援学校の教員の専門性を向上させていくために、大学等へ派遣をして資質、指導力の向上を図ったり、または、授業力向上事業として、各特別支援学校の教員を集めて、自立活動等の教育実践の向上、授業力の向上を図る内容ですとか、または新しく学習指導要領が改訂になります。その周知に関わる説明会を開催するというような内容で、専門性の向上を図っていくというような事業内容が含まれておるものでございます。

少し走りながら説明させていただきましたけれども、以上、特別支援教育課の事業内容でございました。

○障がい福祉課森安係長

障がい福祉課の森安でございます。そのほか、福祉保健課ですとか、健康政策課、道路企画課や住まいまちづくり課、就業支援課という他部局の事業も載せております。様々な部局で関連する施策等、予算ありますので、またご覧になっていただければと思っております。以上でございます。

(3) 障がい者施策に対する意見への対応について

○前垣議長

ありがとうございます。それでは議題3、障がい者施策に対する意見への対応についてへ移ります。事務局より、説明をお願いします。

○障がい福祉課森安係長

事務局、障がい福祉課、森安でございます。資料3をご覧ください。まず前回の第1回の協議会の前に、以前の委員さんを含めて皆様からいただいた意見については、会議のときにも回答させていただいたところですが、その内一部の意見について現在の取組状況等を記載させていただいております。続いて前回の協議会の実際の会議の場で、委員の皆様からいただいたご意見のうち、一部についてなんですけれども、その後対応等検討したものですとか、対応を実際したものについて記載しております。本日もちょっと時間の都合がございまして、一つずつご説明はいたしませんけれども、県の対応方針や対応状況についてはこのような内容となっています。また、今回の協議会についても、このように対応等を次回や、それ以降に示させていただければと思っております。ご承知いただければと思います。以上でございます。

3 質疑

○前垣議長

そうしましたら、今までの議事についての意見、質問について、委員の皆様から順々にご意見いただきたいと思っております。前回同様、左回りでお一人、この人数ですので、2分程度で簡潔にまとめていただいて質問をいただきたいと思っております。4・5人ご意見いただいたところで、事務局のほうから、それに対するご返答ができる場所はお願いすると、そんな感じで進めたいと思っております。途中一回休憩を取りたいと思っております。それでは、諸家委員からよろしくをお願いします。

○諸家委員

諸家です。説明の中ですけれども、基本理念の中に修正があるようです。基本目標の理念にあった「共に生きる社会の構築」と書いてありますけれども、理念のところでは消してあるところがあるんですけれども、新しく「共生社会の実現を目指す」とあるので、目標も同じように「共に生きる」じゃなくて、「共生社会」に変えたほうがいいのではと思います。それともう一つ、皆さんご存じだと思いますけれども、2020年に東京オリンピック・パラリンピックが開催されます。今ユニバーサル社会というところの推進が非常に大事だと思っております。実は、全日本ろうあ連盟のほうで手話マーク、筆談マークというものを作成しました。今全国に広げている最中です。これは誰が見ても分かるマークとして、ぜひ鳥取県内でもいろいろと周知をお願いしたいと思っておりますので、今日提案させていただきますので、誰が見ても分かるように工夫を、ぜひこれから進めていってほしいと思っております。以上です。

○村岡委員

村岡信寿です。盲ろう者支援センターをつくっていただきまして、非常に進んでおります。ありがたいと思っています。盲ろう者が単独になったときに利用できる施設がないので、そのことが課題だろうと思っています。あと、盲ろう者でも車椅子になったりしている人がいますので、その人のための施設というか、利用できるようなところが課題だろうと思っています。終了です。

○森下委員

森下です。視覚障がい者福祉協会から、この度初めて参加をさせていただきました。この度、支援センターを今年の半ばごろからそういう話が出てきまして、今一生懸命、会合で取り組んでいるんですけども、そのセンターが来年の2月ごろには、中部はもうちょっとかかるかもしれませんが、皆生のライトハウスというところで始める格好になります。視覚障がい者の会員は180人ちょっとでございますけれども、それ以外に会に入っていない視覚障がい者の人がかなりおりますので、そういう人たちをなんとか支援するようなかたちをつくりたいと思っています。以上です。

○檜山委員

みんなの家の檜山といいます。私も初めてでなにを言うかというところなんですけども、主な仕事は事業を中心にした相談支援専門員をやっています。それから、児童の放課後デイサービス、それから障がい児を含めた学童保育をやっている中で発言をさせていただきます。相談支援をしていく中で、今回の予算を見せていただいて、重度障がい児者に対しての予算が充実してきていることをとても歓迎をしています。ただ、そこは利用されたいと言われる数はとっても多いんですが、やはりまだまだ足りない、東・中・西で医療行為ができる病院でのショートにしても、充実はさせているんだけど、実際には一枠しかなかったりというところで、更なる拡充をお願いしたいなというふうに思っています。それから一般の放課後デイでありますとか、ショートステイに関わる看護師さん、介護士さん、保育士さんの重度障がい児に対しての発達支援というのを理解しながら支援していかれるような研修をやっぴりもっと充実をしていただければなあというふうに思っています。それから、書いてありませんが、学童保育に関しても、前回出された諸家さんのご意見、ろうの児童に特化したデイサービスという項目がありましたが、やはりそこには手話通訳の方、それから子どもの発達という観点で保育ができる方の両方が必要だと思っている場合に、手話通訳者の派遣があれば、地域の学童保育でも、そういう子どもさんたちが、預かれる体制が今後取っていったらなあというふうに、いろんな資料を見ながら思いました。以上です。失礼しました。

○小谷委員

ゆりはま大平園、就労B型ハッピーバーディーの小谷です。ゆりはま大平園は救護施設で、生活保護者の施設なんですけども、実際に入所されている方は精神障がいの方たちと

いうことで、障がい者支援に向けての取り組みが不足しているのではないかと考えております。今の大きな課題としましては、生活保護者の施設なんですけれども、その前段として生活困窮者の支援というところに現在は力を入れて活動しております。県社協のほうで生計困難者の相談支援ということを引き受けて活動を始めております。その辺りでまだまだ障がい者の自立支援に向けての取組が不足しているのではないかと思います。やはり相談支援事業所とか、研修会かなり研修が開かれておりますけれども重視したいと思っています。それから就労支援のB型ですけれども、法改正されて、どうも食事提供予算が無くなるんではないかと、その辺りを危惧しております。やはり障がいを持っておられる方が、事業所に通われて、給食、食事をつくるということは大きな意味があると思います。それが無くなると本人さんの単価も減りますし、県の政策でなんか補助的なところを入れてもらえたらと考えております。以上です。

○前垣議長

ありがとうございます。では、これまでのところで、事務局のほうから、担当課のほうからご回答をお願いします。

○障がい福祉課小澤課長

事務局、障がい福祉課の小澤です。諸家委員のほうからいただきましたご意見に対しましては、基本的な考え方のところで、「共に生きる社会の構築」というのを「共生社会」にしてはどうかというお話だったかと思います。これについては、またこちらのほうで検討させていただきたいと思っておりますけれども、趣旨自体は「共に生きる社会」と「共生社会」は言い方の違いみたいなところもあるのかなあという気もちょっとしているところでございます。またその辺は一緒に合わせて「共生社会」かなという気もしますし、その辺は検討させていただければと思います。

○諸家委員

「共生社会」というのは、「構築の実現」に変えてほしいという意見です。

○障がい福祉課小澤課長

失礼しました。タイトルの部分を「共に生きる社会の構築の実現」というかたちにするということで、検討させていただければと思います。失礼いたしました。それから「ユニバーサル」の理念を取り入れて、手話マークの普及を図るようにしてほしいというお話でございました。こちらのほうについても、広める方向で少し検討させていただくのかなあと思っておりますが、また手話施策推進協議会などのご意見等も頂戴しながら、普及するのであれば、どういったかたちでやるのかということは考えていけたらというふうに思うところであります。

続きまして、村岡委員から、盲ろう者の方が単独になったときの施設がないという課題があるというお話だったかと思います。これについては、盲ろう者の方から要望としても頂戴しているところでございますし、我々としても一緒に考えさせていただくということ

で思っております。盲ろう者支援センターとも一緒になって進めていきたいと思っておりますけれども、なかなか鳥取に合った在り方みたいなところを考えていく必要があるのかなあと思っているところでございます。これについては支援センターの皆さんと一緒に、支援設置の訪問をしていったりしながら、一緒に考えさせていただければと思っております。

それから、森下委員のほうから、視覚障がい者センターの関係でお話をいただきました。来年視覚障がい者センターのほうと一緒に立ち上げさせていただいて、そして支援をしていくに当たって、会員になられてない方についてのサポートもしていけないと、ということでお考えをいただいたところなんです。これについては、我々としてもそういった考え方で一緒に進めていければと思っておりますし、とくに、中途の障がいである方とか、あるいはロービジョンの方などで、全く目の見えない方とは対応が違うことも伺っていますので、その点も関係者の皆さんと相談をさせていただきながら、こういった支援の在り方が必要なのかということと来年度検討していくようなかたちにしていきたいと思っております。その前には、まずは来年視覚センターのほうと一緒に立ち上げさせていただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○子ども発達支援課高田課長

子ども発達支援課、高田でございます。檜山委員さんから何点かご質問いただきました。まず一つですけれども、児童障がい者のサービスが足りないということで、もう少し拡充をお願いしたいということでございます。ご指摘のとおりだということで、私どものほうも一応そういうことでは認識をしておりますので、引き続き今もいろいろ医療機関ですとか、お話とかさせていただいているんですけども、引き続き拡充を目指していきたいというふうに思っておりますし、今回の資料2のほうには記載をしておりますけれども、現在日本財団と共同プロジェクトということで、そういう医療行為が必要な子どもさんご家族の実生活を支えるプロジェクトということで、今いろいろ取組をさせていただいております。もう少しちょっと時間がかかるんですけども、各圏域でのそういう支援を行う拠点の整備ということで、今取り組んでいるところですので、その辺も踏まえまして、そういう社会資源ですとか、サービスの拡充のほうに務めていきたいと思っております。あと、看護師さんですとか、そういう支援者への研修を充実してほしいということがございました。事業所職員とかにつきましては、今も毎年いろいろ重度の方以外でも発達障がいですとか、今年初めて医療的ケアの視点ということで、事業所系の研修等はさせていただいているところなんですけれども、たしかにご指摘あったように子どもの発達という部分では、そういう研修が弱かったかもしれませんので、来年度以降その辺も含めて研修等を行っていききたいと思っております。

あと、最後なんですけれども、学童保育とかデーサービスの関係で、とくに重複障がいの子どもさんの手話通訳の派遣ということでご提案がございましたけれども、これにつきましては今すぐお答えできないんですけども、その辺の経費をどうするかということもありますので、ちょっとこれについては少し検討させていただければと思っております。以上です。

○障がい福祉課森安係長

障がい福祉課の森安でございます。小谷委員さんのほうから、救護施設の関係ですとか、一番大きかったのは食事提供体制加算のほうかなと思っております。これについては、一部新聞報道等で廃止を撤回するというような方針が出されているように聞いております。これについては以前から経過措置ということで、いつか無くなるのではないかということ、前回の報酬改定のときにもあったんですけども、今回もそれで「無くなる」という方針が出たんですけども、各種団体さんから意見や要望があって、無くなるのは一時延期するということになっています。ですけれども、やっぱり報酬非常に厳しい状況にあって、報酬額も大臣折衝結果では、一パーセント弱（0.4%ぐらいの増）ということになっていて、食事提供体制加算がちょっと減るのかもしれないし、どうなるのかという問題もちょっとあるんですけども、その他いろいろ含めて、報酬に関しては県から国のほうに毎年要望さしていただいている状況です。今回の食事提供体制加算についても国のほうには要望さしていただいたところですが、またちょっと状況を注視しながら中身の報酬がいくらになるとかということもまだ分からない状況ですけども、その中でまた必要な要望等、言っていきたいと思っております。以上でございます。

○前垣議長

ありがとうございます。ここで休憩を取らせていただきたいと思います。約10分休憩で、40分ごろから再開させていただければと思います。

[休憩]

○前垣議長

では、足立委員からご意見、質問をお願いします。

○足立委員

もみの木福祉会の足立です。私も初めて参加させていただきましたが、私のほうからですけども、県の取組いろんな事業がありまして、人材育成とか専門性を高めるというところではたくさんあるんですけども、いろいろの施策ですとか計画ですと、私が思うには根本を支えるのは人材だと思っていますので、最近思いますのは人材確保が可成り厳しくなってきておりまして、その辺りの人材確保のところ、ここで言うべきことかどうかちょっと分かりませんが、人材確保について、県行政、事業所もすべてですけど、本気で取り組んでいかないと、これからどうなっていくのかというのがすごく心配になっております。現場の人材育成とか研修とかは私たちも積極的にやっているんですけども、その前の段階、そこをちょっと考えていかないとこれから厳しいかなあというふうに考えておりますので、その辺りを県のほうでちょっと、事業所も含めて、今日出られている団体の方も含めて、確保について検討していただければというふうに思います。以上です。

○三上委員

18番に名前を上げていただいております三上と申します。行政機関ということで米子市の障がい者支援課の課長を昨年からさせていただいております。私もこういう会議に初めて出させていただきまし、実は福祉関係は初めてということで、ちょっと場違いなところに来たかなというところもありますが、一生懸命頑張らせていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。今日は大変重要な会議でしたけれども、ちょっと遅れて参加ということでご迷惑をおかけいたしました。申しわけございませんでした。私のほうからちょっとまず計画の関係で一点、質問ではございませんが、米子市のほうでも現在策定作業を進めさせていただいております。米子市もそのほうはほぼかたまってきたというような状況でございます、年明けの1月10日ごろからパブリックコメントのほうをさせていただくということで、今最終の調整に入らせていただいております。予定では1月10日から2月の8日までということで出させていただきますので、また市のほうに対してご意見等ございましたら、いただけたらというふうに思っております。また県のほうもご指導を引き続きましてよろしくお願ひしたいというふうに思います。それからあと、事業の関係、予算の関係でございますけれども、二点程ちょっと意見とご質問をさせていただけたらと思います。まず、予算措置というのは非常に大切だろうと認識しておりますけれども、今回この場で説明をいただいた事業もございまして、説明の中で1月に入ってから政策戦略予算とかいうものも出てくるというような話もございました。その一方で、市町村どこも同じような状況じゃないかと思うんですけども、米子市の例で言いますと、11月の中旬には予算要求作業が各課の段階は終わっております。一応12月中には財政課の査定作業が終わるといような状況の中で、大切な事業の予算措置をこれからちょっとしていくというのは、かなり協議も含めて難しい現状等がございますので、もし、なかなか県のご事情もあるかとは思いますが、できれば新しい年度に向かっての事業化、予算化については、もうちょっと早い時期から市町村も含めて情報提供なり、ご相談とかいただいて、事業化をしていくということが可能であったら、しっかりと予算要求もできて参りますし、予算措置もある意味もうちょっとはかどるんじゃないかというふうに考えております。その辺りも今後一つご検討いただいて、しっかりと市町村を制御した上で予算要求に向かえるといようなことをまずご検討をお願いできたらなということで、これは要望でございます。

それから、もう一点、事業の関係で質問させていただけたらと思いますが、今年「あいサポート条例」が9月に施行される中で、取組の一つとしてヘルプマークといひますか、ヘルプカードの作成配布といようなことを伺って参りました。市町村を通じて配布も行われるといようなことで話を聞いていたんですけども、たぶん年度内に配布等があるんじゃないかと思っておりますが、まずその辺りの状況がちょっといつごろできるのかといようなことが、もし分かりましたら教えていただけたらと思ひますし、あと来年度予算の中では、「あいサポート推進事業の中で、このヘルプマークの普及促進事業が組んでありまして、啓発用のステッカーとかリーフレットの作成といようなことも書いてございます。ちょっとこの辺りもう少し詳しくお聞かせいただけるならば、たぶん市町村連携し

での取組ということになるかと思いますので、教えていただけたらと思います。以上でございます。

○前田委員

鳥取労働局職業対策課長、前田でございます。今回初めて出席させていただきました。労働局ハローワークは、就業支援に関することを、一生懸命頑張らせていただいているところです。今日お配りいただきました障がいのある方のより良い暮らしのために(2017年度版)の96頁から、就業支援に関することを丁寧に分かりやすく紹介していただいているところでございますけれども、実はプロジェクトリーダー会議というのを作っておりまして、これには、労働局・ハローワーク、そして就業支援課、今日いらっしゃいます特別支援教育課、それと障がい福祉課、更に鳥取障害者職業センターであるとか、高齢障がい者求職者支援機構、そういったところの関係機関が一堂に会しまして、年間でいろんなイベントであったり、事業を調整していく中で、いろんなイベントがあるんだと、いろんな周知をやってますという辺りを調整させていただいて、ときには関係機関連携してやっていくということで進めさせていただいているところでございます。鳥取県は、就業障がい者を千人増やすんだと、27年度からスタートしました。そして30年度までに千人増やすんだという高い目標を掲げておられます。それに向けて労働局・ハローワークも一生懸命ご支援させていただいているという状況でございます。そういった地道な成果であると私は認識しておりますが、本年度6月1日現在の障がい者の雇用のことを先程発表しましたが、ちょっとご紹介させていただきたいと思います。29年の障がい者の雇用状況ですが、皆さんご存じかと思いますが、法定雇用率というのがあります。これが2.0%、要するに50人を超えますと企業は一人の障がい者を雇わなくちゃいけないという義務がございます。法定雇用率2%ですが、鳥取県の実雇用率は今年の6月1日現在で2.16%になっております。全国平均が1.97%ですから、全国平均を可成り上回って到達しているところでございます。この2.16%、実は過去最高ということでございます。一方で、法定雇用率を達成している企業は59.7%、これも全国平均50.0%を相当上回っているところですが、6割の企業が法定雇用率を達成している。しかし一方で、4割の企業は法定雇用率未達成ということになっているところでございます。このところをなんとか100%に近づけていきたいということで、日々事業を進めさせていただいているところでございます。

実は、障がい者の雇用状況を、あいサポート運動促進との関連で、実際にどういうふうになっているかという質問がございましてちょっと調べてみました。あいサポート企業の中で19社が法定雇用率未達成という現状がございました。このところはなんとかしていかないといけないと考えているところですが、そういった残念な結果がございました。もっと端的に申しあげますと、あいサポート企業と一般のそれ以外の企業との法定雇用率の達成状況の差はございませんでした。このところが大きな課題ではないかということで、このことについては既に就業支援課にもお伝えしているところでございますが、なにか仕掛けをしていかないといけないなあというふうに考えているところでございます。

来年度に向けてこの点のところも念頭におきながら事業を進めて参りたいと考えているところでございます。以上紹介を申しあげました。

○長石委員

失礼します。智頭町教育長の長石です。よろしくお願いたします。私のほうは、県下の教育長の代表ということで出させていただいているということをご認識しております。県の予算等を説明いただいたところでございますけれども、教育委員会のほうも、県の教育行政の年間協議会というようなものが、年に複数回ございますので、そちらのほうからもうこういうような障がい者施策をお聞きしております。今回私も初めてですので、特段私のほうから質問なり要望なりはございません。以上です。

○杉原委員

鳥取断酒会理事の杉原です。アルコール依存に関するものが、全国に先駆けて取り組んでいただいておりますが、来年度もまた同じようにやっていただければ、大変嬉しく思っております。アルコール、薬物支援事業というかたちのもので、アルコール、薬物だけじゃなくて、依存症、そちらのほうの対応として相談部門を依存症仲間と組んでやっておりますけれども、こちらのほうの助成もしていただければということで、今年もアルコール・薬物に限らず依存症一般に向けて、こちらのほうも頑張りたいなと思っておりますし、益々のご支援をお願いしたいと思います。去年までできなかったというか、まだ未達になっていました事業の中の啓発相談員というのは、今年度年度末、年度をまたぐか分かりませんが、いろいろ研修も始まりましたので、30年度にはこれも確立されていくんだろうなというふうに思っておりますので、普及啓発のほうをもっともっと広げていかなければいけないなと思っております。以上です。

○前垣議長

ありがとうございます。ここで一旦事務局のほうからご回答をお願いします。

○障がい福祉課小澤課長

事務局、障がい福祉課の小澤でございます。まず、足立委員のほうから人材確保について最近厳しいというお話について、県と事業者で考えていく必要があるということで、お話をいただいたかと思っております。我々としても人材確保は非常に大事だと思っております。県のほうにも自立支援協議会がございますけれども、その中で人材の関係の部会を今回、設置をさせていただくことにしております。その中で県内でのそういった事業所などでの相談員さんであるとか、支援の方の人材確保、または育成といったことについて、どうしていくのかということを検討していきたいということで考えているところでございます。

それから三上委員のほうから幾つかお話をいただきました。まず県の予算の関係で、新規の事業など早目に示してほしいということで話をいただいたところです。これにつきましては、県と市町村さんの予算の全体をスケジュールリングが違うというところは一つの要

素としてあるかとは思っておりますけれども、ただまあこちらのほうとしてお示しをしているのが、なかなか指示が回るのが時間がかかったりするという点もございまして、お示しをするのがなかなか遅れているという点は申しわけなく思っているところでございます。できるだけ早くお示しをできるようなかたちで今後進めていくことを心がけさせていただければと思うところでございます。

それから、ヘルプマークの関係で、スケジュール的なところもご質問いただいたと思います。ヘルプマークにつきましては、なかなか外見等で見えにくい障がいをお持ちの方に着けていただくようなマークということで、本年度もう既に県内独自のヘルプマークでバッジであるとか、ストラップのほうを用意させていただいているところでございます。おそらく本年中に市町村さんのほうにはお配りできるのではないかなと思っているところであります。そしてお手元に届くのは市町村さんのほうからどういったかたちでお配りされるかということもあろうかと思っておりますので、それについては年度内にお配りできる場所もあろうかと思っておりますし、または年度明けになってしまうということもあろうかと思っておりますけれども、いずれにしても県のほうから早目に年度内に、できるだけ市町村さんのほうにはお届けするようなかたちで考えさせていただいているところでございます。

それから、ヘルプマークの普及の促進につきまして、新しい来年度の事業の中で、どのようなことをするのかというおたずねでございました。これも具体的には事業をしていく中で進められていきますが、先程お話のあったステッカーなど、これは東京とか大阪市さんのほうでもヘルプマークの普及を図られてますけれども、汽車で車窓間に貼っていただくとか、企業さんにお配りして普及のために使っていただくとかされているので、それを参考にさせていただくなどして、そういったステッカーなどを作成をし、市町村さんにもお話をさせていただきながら普及啓発など図っていくということで、考えさせていただいているところでございます。

それから、前田委員のほうから、就労の関係でお話をいただきました。とくに最後のほうで、あいサポート企業との関係で、なかなか法定雇用率が達成できてないという話を伺いました。あいサポート企業については進めていただくということを、当課のほうからも少し呼びかけをするなどはいいかかなと思っておりますので、その点で連携させていただければと思ったところでございます。

それから、杉原委員のほうからお話のあったフォーラムの関係、相談啓発の関係のお話をいただきました。もっともっと広げていくということで、こちらのほうも一緒に取組をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

○足立委員

ちょっと発言。鳥取県内に勤められる保育士さんとか看護師さんは県内に勤められると、奨学金を返さなくてもいいというのがあると思うんですけど、障がい関係に保育士の方が勤めたときにはだめなんですよ。その点ちょっと事業として、どこの課がされるかちょっと分からないんですけども、うちは保育士の資格を持って勤めるんですけど、奨学金は返さないといけない。保育園に勤めるという返さなくていいというところがあるようで

すので、その辺りである程度、障がい関係なんですけど、その辺でなんか施策を事業を考えていただければなあというふうに思います。すみません。

○子ども発達支援課高田課長

補足でちょっと説明させていただきます。この資料にはちょっと間に合わなくて入っていないんですけども、足立委員のほうからありました人材確保については、先程もちょっとありました政策戦略という事業の中で、うちのほうで少し事業化できないかということで、今作業を進めております。たとえば県外の方を対象にして、鳥取県のほうに移住してもいいとか、そういう福祉のほうに関心のある方などを対象にして、たとえば、こちらのほうにツアーを組んで実際にそういう福祉の現場とか見ていただいて、実際にこちらのほうに就職とかということにつなげられないかなあと、他の県で医療関係で、そういう事業をやっているところがありますので、その辺を参考にしながら、単独ではなかなか予算もつきにくいので、県外から来ていただくということで、県外からの移住施策とも絡ませながら、そういう人材確保ができないかなあということで、今検討を行っています。

○前垣議長

では、引き続き大本委員からお願いします。

○大本委員

失礼します。鳥取県腎友会の大本といいます。私のところは、相談活動ということで予算を2年前からいただきまして、今年は2年でした。非常に相談活動を事業所なり、市町村がされておりまして、うちの患者とも重なるというか、相談員としての重なりということが、市町村の相談員を受けていたりということで、かなりありますが、2年目で非常に難しいなと思っています。それはアンケートを取ると非常に困り感とか、相談の内容は持っておられるんですけど、それが相談員まで来ないということも。2年目ですが、新しく透析に入られた方に対して相談員と援助していこうと、声をかけようということで相談員にお願いしました。でも最近電話で拒否が多くて、つながらないということや、それから2カ月に1回チラシを配って各家には送ってますが、それだけではどうも各患者には届かないということで、年に2回患者への個人配布ということも行いました。でもなかなか相談員までは届いてこない。隣の患者までには「こんなこと言っている人がおるんだよ」というのはかなり聞く場面は多いんですが、こんな相談でもそうでないかなと、市町村の担当の患者もそういうことを言いながら、「市町村でも受けることだけど、年に何回かしかかないぞ」というような、非常にそこをつなげるというか、当事者と相談員をつなげるということで、苦勞しているということが2年間とおしながら分かってきたということがあります。3年目にして、そういうところで、いろんな課題を持ちながらきているところです。相談支援体制強化ということがあっておりながら、その辺の問題をどういうふうにされたり、どういう取組をされているのかということをお話していただいたらなあということをお思います。

それから、あいサポート条例がなされて、私も第1回目のフォーラムにも参加させていただきましたが、一般の方への周知徹底というんですか、そういうものもなされて、その中に障がい者も入りながら、当事者の私たちに対しての研修というんですか、そういうもの果たして障がい者自身が自覚しながら、この条例が私たちに対してどういうものなのかということが理解されているのかなというのを感じながら、私も患者間には感じておりました。この度丁度いい機会ですので、障がい福祉課の方にお願ひして、今度研修会をするわけなんですけども、この条例の当事者の、とくに私たちが理解していないとなかなか使えないなという感じが強いです。また逆にどういう思いの中で、県民がこの条例を思いながら接してくれるのかという辺は、非常に大事なことではないかなというふうに感じております。

それからもう一つ、日本財団で今年の途中活動の中で、障がい者を理解していただくという活動で、健常者と障がい者の交流に対しての助成ということの事業がきたんですけど、年度途中だったので、うちもいい取組の助成だなと思ひながら、参加は来年からでもと思ひながら話はしてたんですけども、この事業ではない。なんか日本財団のほうのおかげかなあと思ひながら。

そのことと全く別のことなんですけど、重度の障がいのある子に対しての施策は非常にたくさん見受けられて、手厚くなされているなという感じを持っています。他県の話を知りにつけて。ただ、特別支援学級に入っている小学生・中学生が高校で、県立の高校に行く場合、特別支援課を離れば、その子たちは結局支援やいろんなところから離れていくんですけど、その後の様子というか、その後の追跡というか、それはなされているんだろうかなということを感じながら、非常に自分の周りの子どもが2・3見受けられるので、高校に入って困っていることを親御さんの話で聞くということで、そういう子どもがどれぐらいいて追跡をなされているのかということも、ちょっと心配だと思ひます。以上です。

○南前委員

鳥取県自閉症協会の南前です。毎年この予算化を見て、自閉症、発達障がいの方への理解とか啓発、またはそういう方々に関わってくださる福祉サービスの充実、人材の研修等が含まれていて、ほんとうにありがたいなあと思ひております。毎回私たちのほうから意見を出させていただくんですけども、それを研修に当たって本年度も一杯粹を取っていただいたんですけども、中身を充実させて学んでいただいても、それが実際に現場で生かされているかどうかということが、私たちがほんとに心配するところです。発達障がい、自閉症のある方が個々に特性が違っているということはもうご存じのことなんですけども、ということは支援も個々につながっていかないと、やっぱりその子たちが生活ができない。困ってしまうということがあり得るので、ぜひ研修を受けられた方がどのように現場で困っていらっしゃるのか、そこをどうつなげていってあげたらいいのかというふうに、やっぱりモニタリングしつつ支援を充実していただくと一番だなというふうに思ひています。

それから今、大本委員からもあったんですけど、高校、そういったところの支援というのは、啓発もなされているんですよ。こういったLD等の職員がいます、というふうになり

一フレットはあるんですけども、それが皆さんに分かってもらってるかどうか、現場に周知していただいているかどうかというふうに、今お話を聞いて感じました。そういったところの一步先の手厚いところを忘れないでいってほしいなあというふうに思います。よろしくお願いたします。

○山根委員

全国重症心身障害児(者)を守る会の山根です。私は在宅で中部で重症心身障がい児の子どもがいます。今、酸素ボンベを使いながら生活しております、障がい福祉課さん、子ども発達支援課さん、教育委員会さんにも、倉吉養護学校で大変お世話になって生活できました。ありがとうございます。私の子どもは、22歳で重症心身障がい児の重度化が進んでおりまして、学校生活のときには生活が一変しました。今まで預けていたところにはショートステイもなく、先生にも「こういう子はどういうふうにしてよいか分からない」と言われて、親が一生懸命に話をしながら、学校生活を送らせていただいて、先生も教育していただきましたけれども、私の子どものときはなんにも分からない状態で地域で生活しておりましたので、どんな状態になるのか親も不安で生活が大変でした。現在は少しずつ、卒業してからも福祉サービスを使いながら生活しておりますが、子どもが重度化していく上に、体重増加と親の加齢とで、どんどん医療行為の増えていく状態で日々を生活しています。今日もこちらに9時半ですけど、夜2時3時ぐらいまで起きておりまして、子どもが大変ですから起きております。その大変感で生活しておりますけれども、うちの子は人工呼吸器を着けておりまして、夜も人工呼吸器を着けて寝てくれればいいんですけど拒否します。その子どもの状態に合った人工呼吸器というのが難しい。現実はとてもいいものだと思ひまして、人工呼吸器を着けると、夜ずっと寝ている場合もあるんですけど、どういうわけか拒否して夜な夜な何回も起きている状態です。重症心身障がい児の生活を皆さん、県の方々は大変心配してございまして、支えていただいております。今回初めて私、新しく参加させていただきまして、障がい児者施策に対する意見というのが、岡本ちえさんが出してくださいました2項目ありますけれども、私のこととして、ここに読ませていただいて、私の言葉が書いてあるなと思ひまして、いろいろ苦労しているのが分かる状態ですけど、この要項についての「ケアのある在宅の重症児の生活を支える事業所、通所短期入所などの不十分がなかなか解消されない」ということで、県の方もしてくださいまして、実際には子どもに対応する事業所自体が無いという状態で、現在の養護学校の卒業生の方がどんどん増えてくるんですけど、事業所自体があまり無いということがありまして、B型就労にしても、卒業されるんですけど、現実としては行く場所が無くて、保護者さんはどうしたらいいのかなということをよく耳にします。実際に地域で生活する所、人材が難しい状態で生活しております。

それから、本年度の予算の中に、いろいろたくさんの方の予算が組まれているなと思ひまして、夜な夜な読んでおりました。その中で、子ども発達支援課さんなんですけど、私は、子どもは訪問介護を使おうと思ひても、今実際に重度化して生活しておられる方が訪問介護さんが必要で使っておられるんですけど、私が頼むと「時間が重複するので、それはちょっと難しいです」というふうに訪問介護さんに断られています。実は私、母が亡くな

ったときに、急に葬儀を出さなくてはならなくなったときにショートステイを考えようかと思ったんですが、丁度三朝のショートステイがあったときだったので、タイミング良くショートが使えたんですけど、そのショートを使ったときにすごく助かったなあと思っておりましたが、やはり、いろいろ通夜とかその後のことがありまして、訪問看護さんがおられたら実際に葬儀に連れていけるのになあ。いろいろ実際の生活のときに困ったことを思い出しながら訪問看護さんの充実というのが今大変重要だなあと思ひまして、その方もいろいろ研修とかサービスを開拓しておられるところなんですけれど、今地域で生活しようと思うと、訪問看護・看護師さんが実際にいないと保護者が必ずついていないと、外に出れない。11頁の障がい児者在宅生活支援事業のイですけれど、家庭外看護師派遣支援事業というんですけれど、私は一人で、ここは4人と書いてありますけれど、葬儀で利用しようと思ったとき看護師さんが必要なので、4人集まってなにかしようとする、市町村ごとに要望しないといけない。そうすると要望した場合看護師さんの金額が高くて保護者が出せなくて、そうするんだったら看護師さんにボランティアできてくださいますというふうに、保護者が頼む状態であって、4人で集まって使おうとすると、なかなか使えない状態が何年も続いておひまして、できれば金額も安くて、一人でも看護師がつけるような状態の事業であってほしいと思ひます。

それから、体重の増加における入浴サービスなどが盛り込まれて、入浴サービス事業所のかたちがあつて、うちの子も学校生活のときにお風呂に入れなかつたんですけど、他のデイサービス事業所が、そのサービスができたことがすごく素晴らしいことだと私は思ひました。子どもをお風呂に入れることの大変さが分かつていたので、とてもいい事業だなと思ひました。私の高校の利用に対して、教育委員会さんがいろいろ研修しておられるので、できればスキルといいますか、この場面にも教育委員会さんのスキルを伝えるというような方法で風呂場デイサービスの充実をお願いできたらなと思ひました。以上です。

○秋田委員

精神障がい者家族会の秋田です。先回お願いしたんですが、精神は他の障がいと比べて、社会サービスが遅れていると感じております。精神の場合は一級のみが免税になります。精神の一級というのはどういう状態かといいますと、年中入院しておられる方と言って間違いない方です。従つて人数も少ないですし、車にも乗れません。あと、精神の二級はどのような状態かといいますと、入院しておられる方で、3カ月に1回ぐらい退院される方です。退院されても家におられて、なかなか作業所とかにいけない方、作業所にちょこちょこ行ける方、週に3回行ける方で、一般就労にいきましても1日3時間ぐらいしか働けない方で収入は少ないです。こういう方は免税はありません。こういうところが精神の社会サービスがされてない。せめて他の障がい並みにサービスがほしいなあということをお願いいたします。以上です。

○田中委員

鳥取県手をつなぐ育成会の田中といいます。育成会のほうでは予算を取つていただいて、安心サポートファイルの普及と親亡き後に備えて必要とされる支援についての検討という

ふうに予算を取っていただいているんですけど、安心サポートファイルというのは、その子の生育歴とか、病歴とか薬をどういふものを飲んでいるとかいふのを、学校ですと担任が代わる度に全部1から説明しないといけないというのが大変な作業でして、それとか歯医者さんとかにかかっても、その子がどういふふうにかかれるかというようなのを項目があって、それを書いて、コピーなりしてそこに提出すればいいというようなかたちで、普及をさせていただいて、それはとてもありがたいなと思うんですけど、これは3年ぐらい前から始まったので、うちの子現在30歳ですけど、反対に思い出しながらそれを記入するというのが大変な作業だったので、早いうちから学齢期になられる前から始めたいなあと、今活動しサポートファイルの普及をさせていただいているところなんですけど、これから問題になってくるのが親亡き後というのが大きな問題で、本人も他の一般の健全な方よりやはり老化は早いですね。いろんな面において。それで親も60代ぐらいから体力とかも落ちて、成年後見とかいろいろ勉強会を開いたりしているんですけども、なかなか成年後見制度というのもしてらっしゃる方というのは私を含めてですけども、まだ少ない状態なので、いろいろ勉強会を開きながら、そういうふうなかたちで皆さんに知っていただけるようなかたちにしたいなあと、思っているところです。

それが一点と、それから、あいサポート運動の話が先程出ていましたが、バッジについてなんですけれども、これよく壊れるんですでしたね。それで壊れた後というのはどこに、今までは社会福祉協議会さんとかに「予備は無いですか？」と言っていたんですけども、県庁の売店とか、たとえばそういうところに置いていないんですよね。壊れたら壊れっぱなしで、なかなか補給ができないんですけれど、その辺についてはその度ごとに研修を受けないとももらえないものなのか、その辺りについてちょっとお聞きしたいんです。

○前垣議長

それではこれらの件につきまして事務局のほうから、コメントをお願いします。

○障がい福祉課小澤課長

障がい福祉課の小澤です。まず、相談事業の中で、なかなか相談員さんに患者さんの声が伝わりづらいということがあるということでお話を伺いました。相談事業の中では、相談を受けられる方の研修とかのサポートはさせていただいているところではございますけれども、なかなか相談しにくいとかそういうところまで声を引き出すということは、やはりなかなか一つ課題なのかなあと、いうところではあるかと思えます。引き続き今やられている相談員さんの事業と合わせて、一緒にどういったことが研修ができるかということについては検討させていただければと思います。

それから、あいサポート条例につきまして、障がい者自身に理解されているのかどうかというお話を伺いました。あいサポート条例自体9月から施行されているというところで、まだできたところだということはあるので、我々としても今後も障がいのある方に対しても研修会等でご理解いただくということは、この際必要になってくるかなと思っております。ぜひそういったところで計画をさせていただいて、私のほうも何回か障がいのある団体さんのほうにお邪魔をさせていただいて説明させていただいたりしておりますけれど

も、またお邪魔させていただいて条例の説明等、させていただければと思うところでございます。

それから、健常者の方との交流の話がございました。これにつきましては日本財団の事業ではないかというお話がございました。もしかしたらそちらのほうでなにかあるのかもしれないけれども、県のほうでも地域の交流ということで事業をさせていただいているものがございます。資料の2の10頁、点字資料ですと34頁の中ぐらいから、拡大文字の資料が23頁以降に「鳥取県障がい者自発的活動支援事業」というものがございます。こちらのほうで、そういった地域づくり交流促進などをされた場合に補助するというようなことをさせていただいております。これは来年度もさせていただくということで考えておりますので、それをご活用されるようなことがあればと思います。

○子ども発達支援課高田課長

子ども発達支援課の高田です。何点かご質問いただきましたので、私のほうから追加させていただきます。最初に、研修の内容は実際に現場で生かされているのかどうかということで、たしかに研修直後にいろいろアンケートを取らせていただいて、それなりの評価をいただいているんですけども、たしかにその研修が現場に生かされているかどうかというところまでは、実際のところまだ把握できていないところがありますので、今年度の研修もだいたい一通り終わりかけているところでもありますので、実際に研修を受講された方に対して、実際に現場でその研修が生かされているのかどうかというところをいろいろ確認させていただいて、個々の研修内容のほうに生かしていきたいなあとというふうに思っております。

続いて、山根委員さんのほうから何点かいただいております。医療型ショートにつきましては、たしかに一般事業所とのセットということで、この事業を始めておりますけれども、なかなか一般事業所はヘルパーさんの確保が難しいということで、いろいろご心配をおかけしているところであります。うちのほうでもいろいろ医療機関なり、そういう事業所のほうにはお声がけさせていただいているんですけども、引き続き働きかけとかを行っていききたいと思いますし、場合によっては今の仕組とは違うものを考えていかなければいけないのかなというふうには思っております。

あと、訪問看護のお話がございます、そちらのほうも実際うちのほうでも、その事業所向け研修ということで、訪問看護のほうを対象にして、実際にそういう重症心身障がいの方の支援の仕方ということについては、訪問看護さんのほうからもいろいろ研修とか予算化していただいているところでもありますし、また鳥取大学の小児在宅支援センターのほうでも実際に出かけて行って、訪問看護の看護師さんのほうに実際の支援の仕方等についても行っていただいて、人材育成を図っていただいているところですので、その辺も使いながら訪問看護の充実ということにつながっていききたいなというふうに思っております。

あと、在宅支援センターの事業の関係で、家庭内看護師派遣支援事業の関係の見直しの件でいただきました。この事業に関しては、かなり前からやっている事業で、元々先程のことと若干だぶるかもしれないんですけども、各団体さんのほうで療育兼務をされているときに、そこに看護師さんを派遣した場合に、その看護師さんにかかる経費を一部県と

市町村でということ、させていただいているような内容なんですけども、ちょっと少しどういうかたちであればできるのかということ、市町村さんと一緒に補助させていただいているものなので、市町村さんと協議しながら見直しできるかどうかということ、検討をしたいと思います。

最後に放課後等デイサービスの充実ということでお話をいただきましたけども、こちらのほうにつきましては、今年度から新しくデイサービス事業所向けの研修事業ということで、資料2の14頁、「放課後等デイサービス支援充実事業」ということで、点字ですと52頁の途中から、拡大文字の資料ですと35頁の後半辺りになるんですけども、デイサービス事業者の管理者ですとか、管理責任者を対象にしたような研修ということで、とくに支援の質を向上させたいということ、これを目的に今年度から新しくやっておりますので、この辺を踏まえながらサービスの充実というところにつなげていきたいなというふうに思っております。以上です。

○特別支援教育課足立課長

特別支援教育課の足立でございます。学校関係についても幾つかご質問、意見をいただきましたので、私のほうから回答させていただきたいというふうに思います。高等学校での支援ということで南前委員、山根委員、大本委員のほうからも少し意見をいただいたと思います。高校での支援というのは今割とクローズアップされてきております。比較的、小中学校で支援が進んできて、次ぎ高校での支援がまだまだ不十分だということの意見だったかなあというふうに思います。高校での支援についても、職員の研修だとか、そういうところを取り組んではいるんですが、まだまだ十分というようなかたちにはなっていないというのが現状だというふうに思います。学校間での意識の差もありますし、教職員の中にもやはり意識の差というものはありまして、これはベースアップ・高めていくというように引き続きしていかなければならないのかなあというふうには思っております。支援員のリーフレットも作っておりますけれども、なかなかそれが、とくに高校現場への拡大にはまだまだ至ってない状況なのかなあというふうに我々も認識をしております。引き続き高校へしっかり手を伸ばしていくといいますか、高校と特別支援学校でありますとか、LD等専門員でありますとか、その辺の連携を図りながら、高校での支援の充実を図っていききたいというふうに思っております。

また、支援学級に入っている子どもが、県立学校に行くのはどのぐらいいるのかということについて数字としては把握をしておりますが、その後の追跡についてはなかなか把握ができてない状況であります。中学校を卒業して高校に行くわけですので、市町村の教育委員会と連携をする必要があるのかなあというふうに思います。支援学級の子どもばかりでなくて、最近、通常の学級にいる子どもについても高校で支援が必要な子どもがたくさんおります。中学校から高校が変わるときには、個別の教育支援計画を作って、そういう資料を元に引き続いてくださいよということをお願いしておいて、だいたいこの活用は上がってきておりますが、なかなか中学校側の保護者とのいろんな関係で、個別の支援計画が作れないだとか、なかなか引き継ぎがうまくいかないというような事例も聞いておりまして、この辺の取組も進めていく必要があるのかなあというふうには思っております。ま

た、高校においては、来年度平成30年度から、発達障がいの子どもたちを対象にした通級指導の教室を開始する予定にもしております。これに向けて、どこの高校に通級教室を作るのかとか、そこでの指導できる教員をどういうふうに配置をし、育て、充実をさせていくかということについても、現在、検討準備中のごさいます、これを高校にもたくさん広げていくというような方向で準備をしているところのごさいます。

○障がい福祉課小澤課長

ちょっと時間がないので、ざっと答えさせていただきます。秋田委員からお話のありました精神の関係も、いろんな免許とかサービスについてお示しをとということでごさいました。こちらのほうとしてもお示しのできるものは、またちょっと関係とさしていただきたいと思ひますし、また他部会さんのほうにもお示しのできるものについては、していただくような試みをしていただければと思ひるところのごさいます。

それから、田中委員のほうからありました、あいサポートバッジの件は、壊れた場合にはまた研修を受けていただく必要はなくて、またバッジを交換していただければと思ひますので、その点については県社協さんとか県のほうに言っただければと思ひます。それから、親亡き後の支援については、引き続き、こちらとしても一緒に検討さしていただければと思ひます。

○前垣議長

それでは、山根委員で打ち切らせていただきたいと思ひます。時間過ぎておりますので。

○山根委員（身体障害者福祉協会長）

時間がないので端的に言ひますけど、今日の話は事前に8月に1回目にあつたわけですから、事前に、予算立てるけどどうですか、ということ、各協会とかあるわけですので、そこらと打ち合わせして、しておいてもらったほうが議事が簡単に進むと思ひます。予算のことでちょっと聞きたいですけど、農福連携で事業をするようになっているんですけど、これ100万程減つております。達成して減つたのか、どういうことかというのがよく分からないので、そこら辺のところは、文書で、これこれが減つたということを書いてもらつたら非常にありがたいというふうに思ひます。

それから、もう一点は就職のことですけど、50%以上の企業が雇用率2%以上達成しているということですが、毎年言われるのは、2%は達成しているけれど、就職をしても長いことおらずに途中でやめて、また新しい人が入るというような格好になっているようです。どうしてこういうことを言うかということ、就職を市が率先してやっておられる人から聞いたことですけど、3カ月程したらやめる。それで、達成できなくなった企業がまた障がい者の人を雇う。また3カ月か5カ月でやめる。そういう現状を県なり、労働局なりが把握しておられるのか気がかりです。私は、就職があるということについては関心があることですから、他の市に行って聞きました。やっぱり障がい者に寄り添つた仕事で雇う。たとえば、障がい者ですから私も手が悪いですけど、やっぱり言われるんですよ。「かたわ」とか「手が悪い」とか言われます。言われると心が弱い人はそこでやめてしまう。そ

ういう人がたくさんおるわけです。そういうことが、ほんとうに2%と言われるような状態なのかということをおもいます。以上です。

○障がい福祉課小澤課長

障がい福祉課、小澤でございます。山根委員からお話がありました農福連携関係は、基本的には実質の上、年度でかかった予算よりもそれほどかからないのではないかという査定を受けて減っていることだと思います。予算関連については、今回こういったかたちでご指摘をさせていただいて、また必要な場合には少しその部分をプラスアルファしてということも、ちょっと考えていたところでございます。今回こういったかたちでお示しをさせていただいて、その中でまた少しご意見をと思っていたところでございます。

○前田委員

労働局の前田でございます。先程山根委員のほうからお話がありました。就職したもののすぐやめてしまうじゃないか、という状況はどうなんだというお話でございました。もちろん、労働局・ハローワーク、鳥取県ももちろんそうなんです。せつかく就職なさった方が早期にやめてしまわれる、これはもったいないことだということで、大きな課題だと捉えているところでございます。とりわけ、精神、発達障がい者の方の定着というのが、なかなか難しいという現実があります。障がい者の就職に当たっては、就職してから一定期間、ジョブコーチが付きまします。でも、このジョブコーチはいつまでも付いているわけではありません。ですから、職場の中に支援していただける方を広げることができないだろうかということで、労働局・ハローワーク、そして鳥取県と組んで、障がい者仕事サポーター養成講座というのを今年度からスタートしております。第1回を4月に開催いたしました。東・中・西3カ所で開催いたしまして、会場に入り切れんくらい、たくさんのご参加をいただいたところでございます。この養成講座はあくまでも同僚にサポーターになってもらおうということでございます。人事の担当の方ではなくて、障がいのある方と一緒に働いている仲間に障がいを理解していただいて、日常の支援をしていただこう、そういう人たちを増やしていこうという取組でございます。ちなみに、2月の終わりに今年度2回目、東・中・西で開催する予定でございますので、また追ってホームページで周知をして参りますので、なるだけ仕事サポーターを増やしていこうと考えておりますので、その辺ご支援をどうぞよろしくお願いいたします。以上です。

○前垣議長

それでは、安達さん、谷村さん、すみません。時間になってしまったので、あと直接ご意見言っていただければと思います。ほんとに熱心にご審議ありがとうございました。では、事務局のほう、よろしくお願いいたします。

4 閉会

○障がい福祉課小澤課長

事務局、障がい福祉課小澤でございます。長時間に渡り、貴重なご意見をいただきまして、委員の皆様におかれましてはありがとうございました。また、先程お配りさせていただきました資料のプランにつきましては、委員の先生方から詳細なご意見など、また障がい福祉課のほうで紹介できればと思っておりますので、そちらのほうについてもよろしくお願いたします。本日はありがとうございました。以上で終わります。